

「薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会PRTR対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会PRTR対象物質等専門委員会合同会合報告(案)」の修文箇所一覧(案)

表1 パブリックコメントに対する考え方(案)に基づく修正

パブコメ時点の報告(案)の該当箇所 【カッコ内は資料3における該当番号】	修文前	修文後	修文理由
別表2 33 アントラキノン 【該当なし】	アントラキノン	(削除)	パブリックコメントに対する 考え方(案)No.8、9参照
別表2 148 ジエタノールアミン 【該当なし】	ジエタノールアミン	(削除)	パブリックコメントに対する 考え方(案)No.14参照
別表2 242 ステアリン酸ナトリウム 【該当なし】	ステアリン酸ナトリウム	(削除)	パブリックコメントに対する 考え方(案)No.16、17、18 参照
別表2 261 テトラアルキル(又はアルケニル) アンモニウム塩(炭素数が八以上二十 四までのアルキル基又はアルケニル基 が一つ以上であり、その他のアルキル 基又はアルケニル基の炭素数が一から 五までのものに限る。) 【390】	テトラアルキル(又はアルケニル)アンモ ニウム塩(炭素数が八以上二十四まで のアルキル基又はアルケニル基が一つ 以上であり、その他のアルキル基又はアル ケニル基の炭素数が一から五までのもの に限る。)	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝ク ロリド	パブリックコメントに対する 考え方(案)No.23、24参照
別表2 265 四・五・六・七-テトラクロロ-一・三 -ジヒドロベンゾ[c]フラン-ニ-オン(別 名 フサライド) 【262】	四・五・六・七-テトラクロロ-一・三 -ジヒドロベンゾ[c]フラン-ニ-オン(別 名 フサライド)	四・五・六・七-テトラクロロイソベンゾフ ラン-ニ-オン(三H)-オン(別名 フサ ライド)	パブリックコメントに対する 考え方(案)No.25参照
別表2 410 ポリ(オキシエチレン)＝アルキル エーテル硫酸塩 【409】	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエー テル硫酸塩	ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエー テル硫酸エステルナトリウム	パブリックコメントに対する 考え方(案)No.32参照
別表2 441 N-メチル-ニ-ピロリドン 【338】	N-メチル-ニ-ピロリドン	N-ビニル-ニ-ピロリドン	パブリックコメントに対する 考え方(案)No.33参照
別表2 【186】	-	四-(二・四-ジクロロベンゾイル)-一・ 三-ジメチル-五-ピラゾリル＝四-ト ルエンスルホナート(別名ピラゾレート)	パブリックコメントに対する 考え方(案)No.43参照
別表2 【322】	-	二・四-ビス(エチルアミノ)-六-メチル テオ-一・三・五-トリアジン(別名シメ リン)	パブリックコメントに対する 考え方(案)No.47参照
別表3 15 オレイン酸ナトリウム 【該当なし】	オレイン酸ナトリウム	(削除)	パブリックコメントに対する 考え方(案)No.16、17、18 参照
別表3 6 アルキル硫酸塩(アルキル基のC数 が(16-18)までのもの及びその混合物に 限る。) 【7】	アルキル硫酸塩(アルキル基の炭素数が 十六から十八までのもの及びその混合物 に限る。)	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキ ル基の炭素数が十六から十八までのも の及びその混合物に限る。)	パブリックコメントに対する 考え方(案)No.34参照

表2 物質名称についての修正

パブコメ時点の報告(案)の該当箇所 【カッコ内は資料3における該当番号】	修正前	修正後	修正理由
別表2 22 五-アミノ-四-クロロ-ニ-フェニルピ リダジン-三(ニH)-オン(別名 PAC) 【22】	(別名 PAC)	(別名 クロリダゾン)	ISO等に準拠した別名へ の修正
別表2 37 イソデシルアルコール 【444】	イソデシルアルコール	ハ-メチルノナン-オール	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正
別表2 98 (RS)-ニ-(四-クロロ-オルト- トリルオキシ)プロパン酸(別名 MCP P) 【97】	(別名 MCP P)	(別名 メコプロップ)	ISO等に準拠した別名へ の修正
別表2 103 クロロ酢酸エチル及びこれを含有 する製剤 【102】	クロロ酢酸エチル及びこれを含有する製 剤	クロロ酢酸エチル	名称の修正
別表2 172 ニ-ニ'-ジクロロヒドラゾベンゼン 【326】	ニ-ニ'-ジクロロヒドラゾベンゼン	ニ-ニ'-ビス(ニ-クロロフェニル)ヒドラジ ン	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正
別表2 267 ニ・三・五・六-テトラクロロ-ニ 四-ベンゾキノ 【264】	ニ・三・五・六-テトラクロロ-ニ四-ベ ンゾキノ	ニ・三・五・六-テトラクロロ-バラベ ンゾキノ	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正
別表2 272 三・七-ニ-ニ'-五-テトラメチル- ニ-ヘキサデセン-ニ-オール 【269】	三・七-ニ-ニ'-五-テトラメチル-ニ ヘキサデセン-ニ-オール	三・七-ニ-ニ'-五-テトラメチル-ニ ヘキサデセン-ニ-オール(別名 イソ フトール)	ISO等に準拠した別名の 追加
別表2 276 ドデカン-ニ-オール 【273】	ドデカン-ニ-オール	ニ-ドデカノール(別名 ノルマル-ドデ シルアルコール)	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正
別表2 321 二硫化メチル 【219】	二硫化メチル	ジメチルジスルフィド	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正
別表2 331 ビス(アルファ-アルファ-ジメチル ベンジル)=ペルオキシド 【329】	ビス(アルファ-アルファ-ジメチルベンジ ル)=ペルオキシド	ビス(ニ-メチル-ニ-フェニルエチル) =ペルオキシド	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正
別表2 366 ニ-ターシャリー-ブチル-四-ヒド ロキシアニソール及び ニ-ターシャリー ブチル-四-ヒドロキシアニソールの混 合物 【374】	ニ-ターシャリー-ブチル-四-ヒドロキシ アニソール及び ニ-ターシャリー-ブチル -四-ヒドロキシアニソールの混合物	ニ-ターシャリー-ブチル-四-メトキシ フェノール及びニ-ターシャリー-ブチル -四-メトキシフェノールの混合物	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正
別表2 395 ヘプタデカフルオロオクタニ-ニ- スルホン酸 【395】	ヘプタデカフルオロオクタニ-ニ-スルホ ン酸	ヘプタデカフルオロオクタニ-ニ-スルホ ン酸(別名 PFOS)	ISO等に準拠した別名の 追加
別表2 404 ニ-ニ'-ベンゾチアゾール-ニ-チ オール 【454】	ニ-ニ'-ベンゾチアゾール-ニ-チオー ル	ニ-メルカプトベンゾチアゾール	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正
別表2 438 ニ-(メチルチオ)プロピオンアル デヒド 【437】	ニ-(メチルチオ)プロピオンアルデヒド	ニ-メチルチオプロパナール	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正
別表2 456 ニ-(四'-モルホリノジチオ)ベン ゾチアゾール 【456】	ニ-(四'-モルホリノジチオ)ベンゾチア ゾール	ニ-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾ ール	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正
別表3 46 ジフェニルベンゼン 【63】	ニ-四-ジフェニルベンゼン	オルト-テルフェニル	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正
別表3 75 パリゴ-サイト(別名 アタパルジャ イト) 【74】	パリゴ-サイト(別名 アタパルジャイト)	パリゴルスカイト(別名 アタパルジャ イト)	名称の修正
別表3 77 ニ-ニ'-ニ-ビピリジル及びニ-四' -ニ-ビピリジル 【76】	ニ-ニ'-ニ-ビピリジル及びニ-四' -ニ-ビピリジル	四-四'-ニ-ビピリジル	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正
別表3 96 メチル=ベンゾイミダゾール-ニ-ニ イルカルバマート 【95】	メチル=ベンゾイミダゾール-ニ-ニルカ ルバマート	メチル=ベンゾイミダゾール-ニ-ニルカ ルバマート(別名 カルベンダジム)	既存法令やIUPAC命名法 に準拠した名称への修正